

公益社団法人 福井被害者支援センター

# with you あなたとともに

## 日弁連人権大会での 死刑廃止に関する決議について

福井被害者支援センター副理事長  
弁護士 山口征樹



### 死刑廃止の宣言

平成28年10月7日、日本弁護士連合会は、福井市で開催した人権擁護大会で、「2020年までに死刑制度の廃止を目指し、終身刑の導入を検討する」とする宣言を採択しました。

### 私の意見

私は、この宣言の採択に反対しました。

その理由はいくつかあります。被害者の方の心情も理由の一つでした。ただ、私にとって一番大きな理由は、次の理由でした。すなわち、罪刑法定主義（憲法31条）の観点から、どのような刑罰を設けるべきかは、国民代表機関である国会（立法機関）が法律という形式で定めるべきものです。そのため、死刑廃止を目指すのであれば、原則的には、国会（立法機関）で、選挙活動や政治活動を通じて目指せば良いのであって、司法権の一翼を担う（要するに立法機関ではない）弁護士会が宣言という形でどうこう言うべき問題ではないと考えたからです。

ただし、例外的に、司法の一翼を担う（立法機関ではない）弁護士会が、国会（立法機関）や世間にももの申すべき場面があると考えます。それは、国会（立法機関）が憲法に違反する法律を制定しようとしているとき、または、国会（立法機関）が憲法に違反して、定めるべき法律を制定していない場面です。

## 死刑廃止と日本国憲法の立場

では、日本国憲法は、死刑についてどのように定めているのでしょうか。

日本国憲法には、以下の通り、死刑にはそぐわないような条文が存在します。

憲法第13条においては、すべて国民は個人として尊重せられ、生命に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重必要とする旨を規定しています。憲法第36条では、公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる旨を規定しています。

しかし、日本国憲法には、以下の通り、死刑の存在を前提とする条文が存在します。

憲法第31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と定めており、国民個人の生命といえども、法律の定める適正な手続によって、これを奪う刑罰を科せられることが、明らかに定められています。すなわち憲法は、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解されます。

結論として、日本国憲法は、憲法31条という、刑罰としての死刑が存在することを前提とした条文を設けています。これと、罪刑法定主義とを合わせて考えると、日本国憲法は、刑罰として死刑を存置するか、存置させないかは、国民代表機関である国会が法律という形で制定すれば良いと考えているということになります。

### 死刑廃止派の言い分

死刑廃止の理由としては、様々な理由が挙げられていますが、その理由の一つとして「死刑が執行された後に冤罪であることが判明したら、取り返しがつかない。」という説明を耳にすることがあります。

しかし、仮に死刑が廃止されて、無期懲役とされたとして、何十年も刑務所に収監された後に冤罪であることが判明し釈放されれば、それで取り返しはつくのでしょうか。刑務所で過ごした数十年の年月は取り戻すことはできません。刑事補償法により、何千万円もの補償がされても、取り返しはつかないのです。その意味では、死刑を廃止して最高刑を無期懲役にしたとしても、冤罪による害は取り返しがつかないということになるはずです。

冤罪については、素直に冤罪を防止する方策を充実させること、すなわち、刑事事件の手続（特に事実認定手続）を適正になるように法改正や運用の改善をすれば済むことです。

以上のとおり、冤罪を死刑廃止の理由とすることは、私は適切ではないと考えます。

#### 死刑廃止は弁護士会で決議・宣言すべき事柄ではない

日本弁護士連合会が人権大会で「2020年までに死刑制度の廃止を目指し、終身刑の導入を検討する」旨の宣言をしたのは、政治的理由からであるという話を私は耳にしています。すなわち、2020年に国連犯罪防止・刑事司法会議（コングレス）が日本で開催されることが決まっており、この2020年までに世界的な潮流である死刑廃止を実現させたいという政治的思惑が、人権大会での死刑廃止宣言につながったという話を私は聞いています。

先にも述べたとおり、日本国憲法は、刑罰としての死刑が存在することを前提とした条文（憲法31条）を設けています。罪刑法定主義とを合わせて考えると、日本国憲法は、死刑については、国民代表機関である国会が法律という形で存置も廃止も制定することを予定しています。死刑の存置・廃止は国会が決めるべきことから、これは選挙活動や政治活動として行うべきことです。日本弁護士連合会という強制加入団体で決めるべきことではありません。

#### 被害者支援活動にたずさわる皆さんへ

以上のとおり、日弁連人権大会での死刑廃止に関する宣言は、死刑廃止賛成派の政治活動の結果、本来なら決議されるべきものではないにもかかわらず、決議されたものです。

弁護士会には、死刑廃止に反対する会員も存在します。短絡的に弁護士は死刑廃止に賛成していると考えことなく、個々の弁護士にご対応いただくと幸いです。

## 犯罪被害者週間

11月25日から12月1日までは「犯罪被害者週間」です。10月29日には福井県立音楽堂ハーモニーホールふくいで、また11月25日にJR福井駅西口で街頭キャンペーンを行いました。福井県、福井県警察本部、ボランティアの大学生と一緒に、パンフレットやポケットティッシュ等を配布し、犯罪被害者等への理解を呼びかけました。



ハーモニーホールでの様子



JR福井駅西口での様子

また街頭活動と同時に、AOSSA にて被害者支援のパネル展を開催しました。



AOSSA パネル展の様子

## 平成28年度第2回県民公開講座



平成 28 年 12 月 8 日、福井県立大学看護福祉学部 of 社会福祉士などを目指す学生さんたち約 120 名に対し、特別講義として犯罪被害者等支援講演会を開催しました。「少年犯罪被害当事者の会」の一井彩子氏を講師に招き「命の大切さを考える～子供たちを被害者にも加害者にもしないために～」と題して講演していただきました。一井氏は、「今は、息子のことを忘れずにいてくれる息子の友人や家族が支えになっている。もし悩んでいる人がいたら、とにかく話を聞いてあげてほしい。それだけで救われる命がある」と訴えました。

## 犯罪被害者支援ネットワーク総会

被害に遭われた方のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたっています。そこで、弁護士会、医師会、県や市町の相談機関の密接な連携と協力により、きめ細やかな支援活動の推進を図ろうと「被害者支援地域ネットワーク」が設置されています。その総会が各警察署で行われました。

10/5	あわら警察署	1/27	敦賀警察署
11/18	坂井西警察署	2/15	福井南警察署(福井地区)
1/19	越前警察署	2/23	勝山警察署



越前警察署犯罪被害者支援ネットワーク総会

## 命の大切さを学ぶ教室

犯罪被害の深刻さや命の大切さについて理解を深めてもらうために、福井県警察本部及び学校と協働により「命の大切さを学ぶ教室」を開催致しました。

## 後期の開催校

日	学校名	対象者
10/13	棗中学校	全校生徒 35 人
10/14	敦賀高校	全校生徒 841 人
10/14	三方中学校	1 年生 72 人
10/18	美浜西小学校	全校生徒 141 人
12/2	名田庄中学校	全校生徒 58 人
12/16	国見中学校	全校生徒 18 人
2/15	金津中学校	1 年生 129 人

命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクールで受賞されま



警察庁犯罪被害者支援室長賞

福井県警察本部最優秀賞

「自分で絶っていい命なんてない」

若狭町立三方中学校 1年 蓮本 麻実さん

みなさんは、「もう死んでしまいたい」と思ったことはありますか。一度もないという人は、あまりいないと思います。私も思ったことがあります。でも、私は、あるときから、「そんなこと思っちゃだめだ」と思うようになりました。

私がそう思ったきっかけの一つに、ある新聞にのった「いじめられている君へ」というコラムがあります。その中に、「死なないで逃げて逃げて」という一文がありました。私は、それを読んで、もし、死にたくなるようなことがあっても、死なずに逃げればいい。そうしたら、死んでいたらできなかったこともできるし、何より、自分が死ぬと悲しむ人を悲しませなくてよい。だから、死んじゃだめだと思いました。

また、私が、「死にたいなんて思っちゃだめ」と思うようになったきっかけが、もう一つあります。それは、中学校で、ある講演会を聴いたことです。その講演会は、息子さんを交通事故で亡くされた宮地さんという方の講演会で、私はその中で宮地さんがおっしゃったこんな言葉が印象に残っています。

「自分で絶っていい命なんてないんです。」

私は、この言葉を聞いたとき、すぐには意味を理解できませんでした。なぜかというと、「自分の命は自分のものなんじゃないの」とそのときは思っていたからです。このときは、私は命についてなんてあまり考えていなくて、普通に毎日過ごしていました。でも、宮地さんがその言葉の後に、

「うばっていい命なんてないんです。」

ともおっしゃっていて、それはそうだなあと私は思いました。でも、よくよく考えてみると、うばっていい命がないということは、自分自身でうばっていい命もないということで、つまり「自分で絶っていい命なんてない」ということになるんだ、と気付きました。なぜ自分で絶っていい命はないのか、と考えると、自分が命を絶つことによって、「悲しむ人」がいるから、つまり自分の命は「自分のためだけの命ではない」からということに気付きました。確かに、よく考えたら、私が生まれて、お父さんやお母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、もっとたくさんの人から愛を受けて、友達と出会い、学校の先生、近所の人……たくさんの人にお世話になったのだ、と思いました。私の命は、きっと私と出会ったたくさんの方の大事な命でもあると思います。私は、生命について学んで、「だれかの命をうばってはいけないように、自分の命もうばってはいけない」こと、「自分の命は自分だけのものではない」ことを知りました。私は、この先、苦しいことがあっても、自分の未来のために、私が死んだら悲しむ人を悲しませないために、毎日笑顔で生きるのは無理でも、がんばって生きていきたいです。





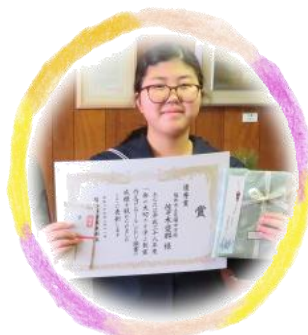
## 福井県警察本部優秀賞

『命の大切さを学ぶ教室』を受けて 福井市立光陽中学校 2年 佐々木 愛那さん

私の学校には宮地さんが講師として来て下さいました。宮地さんには、貴弘君という息子さんがおり、不運な事故により亡くなられてしまいました。貴弘君は、事故に遭った後、約半年ほど植物状態にありました。その半年の間、宮地さんご両親は動かないと分かっている貴弘君を一生懸命看病されてきました。しかし、貴弘君は当時12歳にして、短き生涯を終えました。私は、宮地さんご両親が、動かない貴弘君を一生懸命来る日も来る日も看病されている姿を想像すると、何度も何度も涙が浮かび溢れました。ある日突然起こった悲劇、当たり前に来るはずだった日常に突然の終止符。誰も思ってもみなかったと思います。宮地さんだって、明日も明後日も来週も来年もずっと貴弘君と一緒に過ごすつもりだったのです。そんな日常が突然終わってしまうのは、とても辛く悲しいことだと思います。

もう一つ、私は、飛行機墜落事故で亡くなられた河口さんのお話を授業で聞きました。河口さんは、一家の大黒柱でした。事故が起こる前日、家族と夕食を共にしたばかりで、明日も明後日も共に過ごそうとしていた矢先に起こった事故。思ってもみない突然の出来事に、これから起きることが分からない河口さんは恐怖に襲われていたはず。そんな中、せめて家族に残せるものをと、激しい揺れに耐えながら、必死に遺言を書きとめました。妻、娘、息子、それぞれに伝えたいことを必死に書きました。自分のことより家族のことを心配して優先しているのは、お父さんの強さだなと思いました。私だったら、死に直面したとき、何もする気になれなくて、ただただ飛行機が落ちるのを待つと思います。ですが、河口さんは死に直面してなお、生きていうちに何かを残そうとした。これはとても素晴らしいことで、勇敢だと思います。

私は、この二つの話を聞いて、一日一日を大切に生きようと思いました。貴弘君や河口さんのように、突然に日常が終わってしまうことは珍しくないと思います。病気でもうすぐ亡くなってしまう人達だって、一日を必死で生きている。そう思うと、普段私は、何も考えずに、ただ一日を過ごしているのはダメだと思いました。「明日が当たり前に来るわけじゃない。」そう考えると、一日を大切に、必死に生きていかなければいけないなと思いました。それに、宮地さんのように、被害者支援活動をするのは良いことだと思います。人が亡くなるというのは悲しいことですが、それでも宮地さんは暗くならず前向きに生きていることがとても素晴らしいことだと思います。この様に活動していらっしゃる方々を尊敬します。人が亡くなるのは悲しいことなので、運転時の注意の呼びかけを強化するなど、安全な社会であってほしいと思います。





## 福井県警察本部優秀賞

### 「命のバトンをつなぐ」

福井市立橐中学校 2年 今田 結子さん

私は「命の大切さを学ぶ教室」を受講して、命は大切なものと改めて感じました。

私たちは、日々、当たり前のように生活しています。その生活の中で、命のことを考えながら生活している人なんてあまりいないでしょう。だから、ニュース等で「障害者が事故で亡くなった。」とか「〇〇中学校の生徒が自殺した。」などのニュースが報じられても、「自分とは関係ないから」と、しっかり聞いていない気がします。

最近、殺人事件やいじめに関するニュースをよく耳にします。私はそういうニュースを聞くたびに、「亡くなった人がかわいそうだな。」と思います。それと同時に、「遺族の方々は悔しいだろうな。悲しいだろうな。」と思います。特に、いじめの問題の事件は胸が痛みます。自分と同世代の人達が亡くなるのです。日常生活の中で、苦しんで、苦しんで、誰にも相談できずに「この道しかない。」と自殺の道を選んで亡くなっていくのです。私はいつも「この人の分まで生きよう」という気持ちになります。

私たちは今、生きていることに感謝しなければならないと思います。祖父母が両親に命を繋げ、両親が自分たちに命を繋げてくれたのです。そういう「命のバトン」があったからこそ、私たちは今、生きているのです。そして、いつか私たちも次世代に「命のバトン」を繋ぐのです。それなのに、自ら命を絶つと言うことは、気持ちは分からなくもないですが、次世代に「命のバトン」を渡すことができなくなります。

確かに、いじめられている期間は辛いですが、その先に光が見えてくるはずですよ。そのいじめを越えればそれは「経験」と変わり、次世代に伝えることができると思います。逆に、いじめていた人は、「後悔」へと変わり、ずっと、悔やみ続けることになるでしょう。

だからこそ、どちらも利益がないいじめは、無くなってほしいです。そのためには、いじめられている人も努力しなければならないし、それを見た周りの人も努力しなければなりません。そうすれば、いじめという悲惨な事件も減っていくでしょう。

事件、事故、いじめ、このような命を奪うことが、いま世の中に溢れています。自分自身の命、相手の命を大切に思うことで、事件、事故、いじめが減り、「命のバトン」を次世代へ、そのまた次の世代に繋ぐことが出来るでしょう。私は、このことを考えながら、これからの日々を生き抜いていこうと思います。

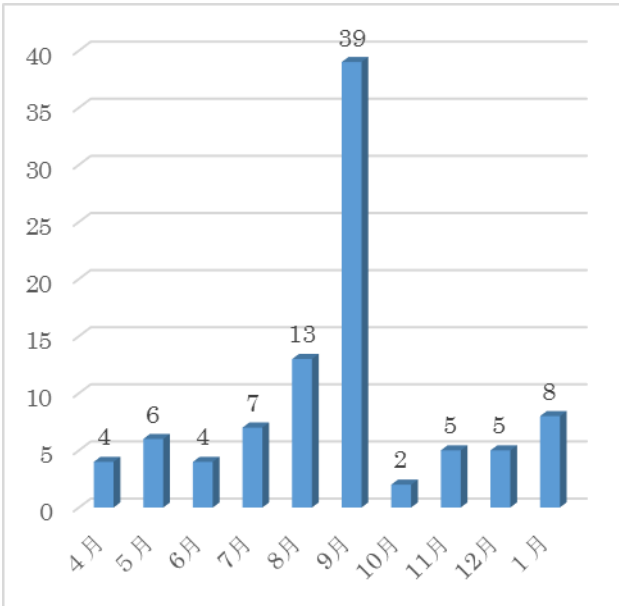


平成28年度(4月~1月)支援件数

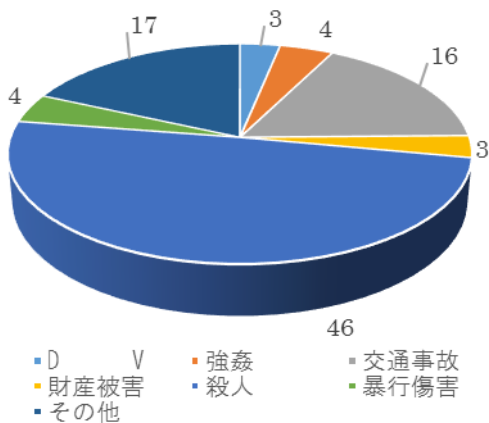
研修報告

月別支援件数

(件)



(件)



相談手段別件数

電話相談	47件	直接支援	36件	合計	93件
面接相談	9件	メール相談	1件		

相談員継続研修  
内容

10/15 電話相談の実際 ⑥

講師 齊藤 莊二 臨床心理士

参加者 5名

内容 財産被害に遭われた方への対応。関係機関の紹介の仕方

11/12 被害者支援にかかわる法制度①

講師 川上 賢正 弁護士

参加者 6名

内容 犯罪被害者支援における弁護士の役割

12/8 少年犯罪被害者遺族の声を聴く  
(県民公開講座)

講師 一井彩子氏

内容 命の大切さを考える

子供たちを被害者にも加害者にもしないために

1/28 被害者支援に関わる法制度②

講師 岡本 矢 弁護士

参加者 5名

内容 公判前整理手続きについて  
各都道府県の条例について

2/16 関係機関見学

講師 齊藤 莊二 臨床心理士

参加者 6名

内容 福井刑務所見学

受刑者の矯正教育について



「被害者支援に関わる法制度」での様子

ホンデリングプロジェクト

不要になった本のご寄付が、犯罪によって体や心を傷つけられたり、大切なものを失って苦しんでいる方たちへの支援活動につながります。平成28年1月から12月の間で、29,126円の寄付金となりました。ご協力ありがとうございました。

今年も引き続き募集しております。お申込書はホームページからダウンロードすることもできますので、詳しくは事務局へお問い合わせください。



## その他の活動報告

### 10月

- 15日 自助グループ「光の風」例会
- 19日 命の大切さを学ぶ教室 於：北陵高校（石川県）

### 11月

- 12日 自助グループ「光の風」例会
- 25日 性暴力被害者支援関係機関連絡会議
- 27日 命の大切さを学ぶ教室 於：金沢西南部小学校

### 12月

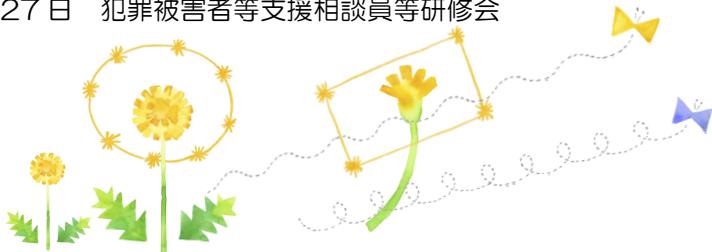
- 22日 アイシン AW 工業様にて講演

### 1月

- 19日 福井刑務所にて講義
- 20日 自助グループ「光の風」例会
- 31日 命の大切さを学ぶ教室 於：立命館大学

### 2月

- 18日 街頭キャンペーン 於：美浜町なびあす
- 27日 犯罪被害者等支援相談員等研修会



インタビューを受ける野口相談員

福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科の学生の卒業研究の一環として、福井被害者支援センターの相談員がインタビューを受けました。若い世代の人達にも、被害者支援の重要性を理解いただき、今後も支援の輪を広げていきたいと思っております。



## ～あなたの優しさを～

私たちの活動は、会費・寄付等、皆様の優しさによって支えられています。センターの支援は全て無料ですがそのための経費を必要とします。被害者の方が安心して相談できるよう、ご支援ご協力をお願い致します。

賛助会費 個人 一口 2,000円 団体 一口 10,000円



2017年2月発行  
発行者

福井県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体  
**公益社団法人 福井被害者支援センター**  
〒910-0004 福井市宝永3丁目8-1  
福井県警察本部薬分庁舎3階  
事務局TEL 0776-88-0801 FAX 0776-88-0820  
相談電話 **0120-783-892**

### 編集後記

今年度も終わりに近づいてきています。今年の8月には坂井義信センター長が退職いたしました。事務局も新体制になり、さらにきめ細やかな支援活動を行なっていこうと努力しております。3年半にわたり私たちを支えてくださいました坂井センター長に心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

 宮地



Supported by  
**日本財団**  
THE NIPPON  
FOUNDATION